

裁 決 書

審査請求人

大阪市西成区

同代理人

弁護士

処 分 庁

大阪市西成区保健福祉センター所長

審査請求人が平成22年8月26日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成22年6月23日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、処分庁が平成22年6月23日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件変更決定」という。）の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 自立支援センター■■■■入所時に知り合った者に、センターを居宅保護で退所した後の5月半ばころ、そのうちのリーダー格の人物から、買い物を命じられ、その際に“1万円をとった”との言いがかかりをつけられたことから、監禁されることになった。なお、請求人が1万円をとったという事実はない。

請求人は、この監禁中、加害者から暴行を受けており、発見時、熱傷、褥傷（床ずれ）、肋骨骨折の状況で発見され、その後、加害者に対する刑事手続きが進められている。

- (2) 上記(1)の経緯から、6月分の保護費は、リーダー格ら加害者らによって本人の了解なく通帳等を勝手に持ち出され、費消された。

本件は、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当するため、請求人は処分庁の指示に基づいて、再支給の手続きをとろうとしたが照会の結果、再支給は行われないこととなった。

同時に、「警察に被害届を出し捜査依頼」も行われている。（請求人は、■■■■警察署への出頭し、取調等捜査協力も行ったがその際の交通費等も支給がなされないとのことで捻出を余儀なくされている）

- (3) 以上の経過から本件は、本来、再支給相当事案であること、ただし、その後の生活扶助、住宅扶助相当額は、保護の変更に伴い施設によって確保されたことから具体的な再支給額算定を行う必要がな

いものとして再支給が行われなかったことなどに照らせば、本人が監禁被害、暴行被害にあった結果、保護費を受領できず、加害者らによって費消された保護費について、請求人に対する保護の変更後の相当額についても返還をさせることは誤りであり、免除措置をとるべき場合に当たる。

- (4) 本件返還決定は違法であり、また少なくとも不当であることから早急に取り消されるべきである。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成22年3月9日より、処分庁にて、請求人の保護が開始されたこと。

- (2) 平成22年6月23日付けで、処分庁は請求人に対し、「平成22年6月15日付、[REDACTED]救護寮に入所により保護費を変更する。」との理由により、6月分の保護費について[REDACTED]円の返還金額が発生し、これの納付を求める旨の本件変更決定を通知したこと。

なお、上記通知書には、「差引返還額について地方自治法施行令第159条の規定により、次のとおり返還額を決定しましたので別途納付書により納付してください。」との記載があること。

- (3) 平成22年9月22日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。なお、処分庁が法第80条に基づく保護費の返還免除を検討した旨の記載はないこと。

ア 請求人は監禁事件に巻き込まれたことから、自宅に帰るのが怖い

ので助けてほしいと処分庁に相談した。処分庁は、請求人と相談の上、施設入所の検討を行い、平成22年6月15日、救護施設・大阪市立[]寮への入所を決定した。

イ 本職は、請求人の施設入所に伴い基準生活費の変更を行った結果、平成22年6月分生活保護費の過払い分[]円発生したことから、請求人に対し決定内容を説明したうえで、決定通知書を交付した。

(4) 弁明書と同時に審査庁に提出のあったケース記録票には、次の趣旨の記載があること。なお、処分庁が法第80条に基づく保護費の返還免除を検討した旨の記載はないこと。

ア 平成22年6月10日 []病院から電話あり。(主)よりCW事情聴取する。一緒に居宅保護を受けた(主)の元友人宅に呼び出され口論になり(主)が、複数のメンバーに暴行され友人宅で監禁された。5月15日(土)の事。食事は与えられたりなかったり毎日食べていない状態で6月8日早朝に薬の売人で友人が大阪府警に捕まり友人宅に入って来たところで風呂場で拘束されているところを発見され、救急車で[]HP搬送されたとの事。2人の内1人しか逮捕されず逃げたと言う。監禁時に、携帯、財布、身分証明、キャッシュカードは全て取られたが、5月30日ぐらいと思うが、6月分の保護費[]円引き出せたと(主)の耳にも入ったとのこと。お金がない状態。歩行も衰弱しているが可能とのこと。今後の生活について相談があった。

イ 平成22年6月10日 (主)は、所持金が無く、病院から帰宅する交通費も無く、また、全裸で病院に救急搬送されており、着て帰る服もない状態。服と交通費は、なんとか病院で貸してもらうように助言。結果的に[]病院の医療の担当者と処分庁の担当者と相

話し、借りたお金は、必ず返金するよう指導する。との約束の元、最低限の金額を貸してもらえ、服については、古着をもらえる事になる。6月の生活費については、再支給可能か検討することとし、当面の生活費は、立替金（生保継続）を貸し付けることとする。

ウ 平成22年6月11日 （中略）立替金生保継続にて、1万円貸付を行う。保護費再支給申請の検討を行う。（中略）[]署刑事課担当者に架電。不在のため同課員対応。（主）の「被害届」は、提出済み。告訴と同意味となる。「被害届」を受理した旨の証明書等はない。（主）は、被害者の立場であることは現時点では、間違いない。

エ 平成22年6月14日 （中略）（主）より、正直話、所持金が百円単位しかない。明日の通院の交通費、[]寮までの交通費もない。11日に[]円借りたが、鍵の再発行費に[]円、ドヤに3泊（[]円×3日）して、[]病院までの通院交通費だけで、費消してしまっている。と相談。所持金が無い状況が、一定理解できるため、プラス[]円の貸付を判断する。（以下略）

オ 平成22年6月15日 []寮担当者と面接。（中略）同担当者がこの間の経過を聴取。同担当者からの説明・助言・指導事項趣旨生活費は、5の付日に、[]円×3回の[]円でやりくりする。（中略）W〇から（主）への入寮にあたっての助言・指導要旨。（中略）貸付けた[]円は、保護費の再支給が不可の場合は、少ない生活費であるが、少しづつでも返済してもらう。

カ 平成22年6月30日 （主）が監禁され、6月分保護費を引き出された事件に関して、当該月保護費の再支給の可否について検討したが、救護施設入所し、一定の生活が成り立っている（主）の状況においては、再支給の要件を満たさないため、断念せざるを得な

いと判断する。

(5) 平成22年11月6日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書には、次の趣旨の記載があること。

ア 本件処分は、本来法63条に基づく手続きを行うべきであったにもかかわらず、その手続きを誤り、地方自治法施行令第159条に基づく返還を行った点で著しい誤りが存すること、また、同返還手続きをとるにあたり請求人に対する説明を行っていないことから、取り消されるべきものである。

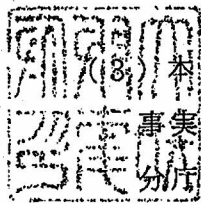
イ 法第80条によって、処分庁は、請求人が犯罪被害に巻き込まれて急迫状況及び一時緊急避難を行い、施設入所措置を採ったことに照らせば、その措置をとったことによって発生した返還金について、これを請求人に負担させることにつき「やむを得ない事由がある」と認められることから、法第80条に基づき返還免除とするべきものであった。

2 判 断

(1) 法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と規定している。なお、「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由である。

(2) 「生活保護手帳（別冊問答集）2009」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第1篇第13の1

の（問13の20）の「保護金品の一部返還免除」の答えにおいて、
「保護の廃止、変更等に伴い日割り計算その他により算定される返納額の一部のみを返還させることが妥当な場合は、法第80条の要件に該当するかどうかについてその具体的な事情を明確にした上で、当該返還可能な額を超える額について法第80条を適用して差し支えない。」と定めている。



(3) 本件についてみると、前記第2の1の(2)から(4)までの認定事実のとおり、請求人が居宅から[黒]救護寮に入所したことから、処分庁は請求人に対し、6月分の保護費を変更した結果、[黒]円の返還金額が発生し、これの納付を求める旨の本件変更決定を通知したことが認められる。

(4) 前記(1)及び(2)のとおり、保護の廃止、変更等に伴い日割り計算その他により算定される返納額の一部のみを返還させることが妥当な場合は、法第80条の要件に該当するかどうかについてその具体的な事情を明確にした上で、当該返還可能な額を超える額について法第80条を適用して差し支えないとされ、処分庁に一定の裁量権があると解される。

しかしながら、前記第2の1の(4)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が元友人宅に監禁され、平成22年6月の保護費等をキャッシュカード等から引き出され、手持ち金もほとんどなく、貸付金でなんとか生活している状態であることを確認し、また、請求人に対する保護費の再支給が認められないと判断したことから、請求人が保護費を返還できないことについて、「やむを得ない事由」があるとみることができ、法第80条に基づく保護費の返還免除を行うことも十分可能であるにもかかわらず、上記(3)の保護費の変更に際して、保護費の返還免除を検討しているとは認められない。

(5) したがって、本件変更決定は、調査検討が不十分な瑕疵ある処分

といわざるを得ず、取消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成23年3月1日

審査庁 大阪府知事 橋下



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。